

ID: 442

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑の登録
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則 第4条
例 規 番 号	令和4年規則第49号
【根拠条文】 (登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から前条第1項の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。 【基準】 根拠条文、第2条及び第5条の規定による。 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げるものとする(以下、登録資格を有する者を「代表者等」という。)。ただし、認可地縁団体に第2号から第5号までの者が選任されている場合には、第1号に掲げる者は認可地縁団体印鑑の登録を受けることはできない。 (1) 認可地縁団体の代表者 (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号に規定する職務代行者 (3) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者 (4) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人 (5) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (登録印鑑) 第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1の認可地縁団体につき1個とする。 2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。 (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの (3) 印影を鮮明に表しにくいもの (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの	
標準処理期間	10日
備考	

設 定 年 月 日	令和4年10月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日